

参 考 資 料

- 紀の国森づくり税の概要について
- 紀の国森づくり基金活用検討会設置要綱
- 紀の国森づくり基金活用検討会委員
- 森林の現状
- 紀の国森づくり基金活用検討会開催検討状況
- 県民からの意見徴収等のための取り組み
- 紀の国森づくり基金の活用方法についてのアンケート
- 紀の国森づくり基金の活用方法についてのアンケート調査結果
 - ・無作為抽出
 - ・緑花センター
 - ・「紀の国森づくり税」説明会
- 用語解説

紀の国森づくり税の概要について

導入の目的	水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とする	
実施時期及び期間	平成19年4月1日～（5ヶ年間）	
税率等	方式	県民税均等割超過課税
	納税義務者（※1）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税均等割の納税者（約41万人） ただし、以下の方は非課税 ①生活保護による生活扶助を受けている方 ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年度の合計所得が一定額以下の方 ③前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方 ・法人県民税均等割の納税者（約1万8千5百社）
	徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人 市町村が賦課徴収 ・法人等 申告納付
	税率	<ul style="list-style-type: none"> ・個人 年額500円（※2） ・法人等 均等割の5%（年額1,000円～40,000円）
	税収見込み	約2.6億円
税収の用途	収納額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、紀の国森づくり基金に積み立てる。	
基金の造成	税収目的の財源という位置づけを明確にするため、基金に積み立てるとともに、目的を達成するための事業等を調査審議するため、基金運営委員会を設置。	
基金の処分	<p>森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源に充てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な用途については、今後、県民の方々から幅広く意見を聞くとともに、事業の実施にあたっては、基金運営委員会で議論するなど、県民への透明性、公平性を確保しつつ事業を進める。 	

（※1）例えば、夫婦と子ども2人の標準世帯の場合

世帯主（ザリ-マツ）	配偶者	子ども二人
年収500万	無収入	無収入
紀の国森づくり税500円	非課税	非課税

（※2）平成19年度分 前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった方は300円。

紀の国森づくり基金活用検討会設置要綱

(設置)

第1条 県は、紀の国森づくり基金を活用して森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組むに当たり、その活用方法について検討するため、紀の国森づくり基金活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 紀の国森づくり基金の活用方法に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者及び県民の代表のうちから知事が選任する。

(座長)

第5条 検討会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は平成19年3月31日までとする。

(会議)

第7条 検討会の会議は、農林水産部長が招集する。

2 検討会の議長は、座長が当たる。

3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められる場合は、当該会議に諮り、当該会議を非公開とすることができるものとする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、和歌山県農林水産部緑の雇用推進局林業振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は検討会で定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

2 この要綱は、平成19年3月31日限り廃止する。

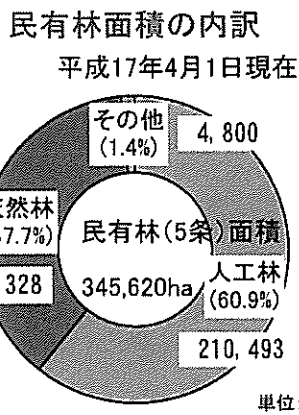
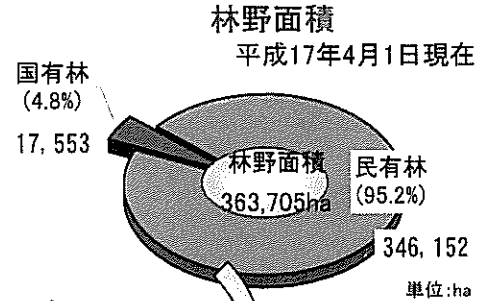
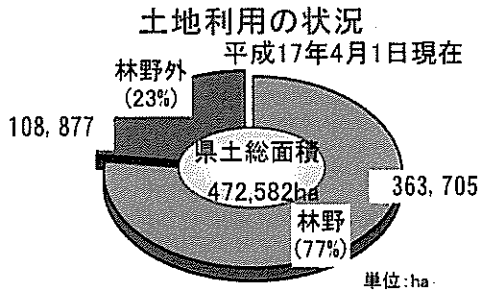
紀の国森づくり基金活用検討会委員

氏 名	職 業	備 考
いしだ みつこ 石 田 光 子	和歌山県漁協女性部連合会会長	
くすべ かつみ 楠 部 勝 巳	和歌山自然リサイクル協会理事	
ささき としこ 佐々木 俊 子	消費生活アドバイザー	
すえかね じゅんいち 末 包 順 一	住友金属和歌山製鉄所 総務部長	
たけやま さほ 竹 山 早 穂	(社)ガールスカウト日本連盟和歌山支部長	
たまき としひさ 玉 置 俊 久	日高川町観光協会会長	
ちもり とくこ 千 森 督 子	和歌山信愛女子短期大学助教授	座長代理者
にしやま ゆうじ 西 山 祐 司	ゲンジの森実行委員会会長	
はしちと たくじ 橋 本 卓 爾	和歌山大学経済学部教授	座長
ふじちと はなこ 藤 本 花 子	和歌山県林業研究グループ連絡協議会女性部会長	

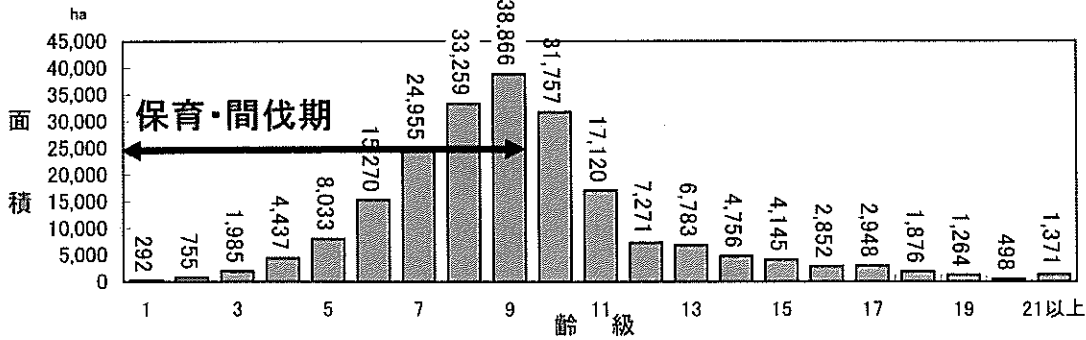
※50音順 敬称略

森林の現状

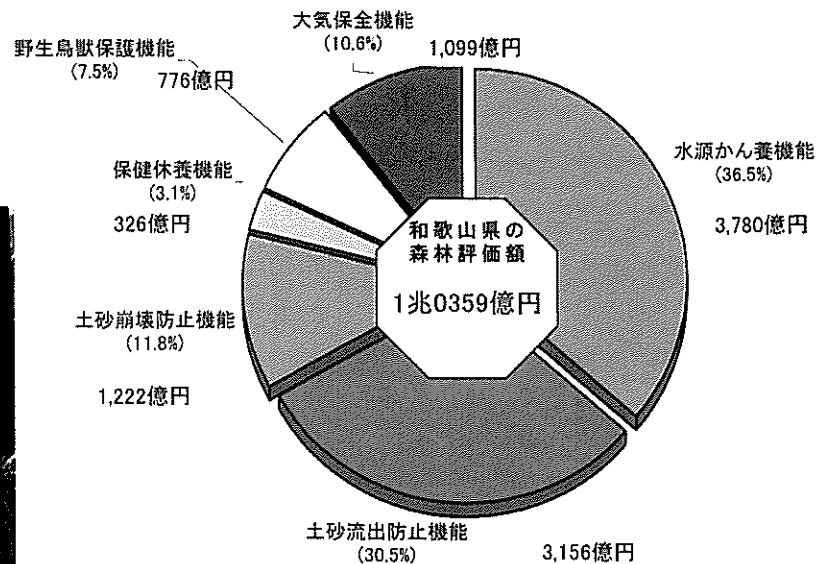
- ・本県の森林率は77%、うち民有林の割合は95% (民有林面積346千ha)
- ・人工林率は61% (人工林面積210千ha)
- ・人工林のうち、手入れが必要な森林の割合は61%
- ・本県の森林の公益的機能の評価額は1兆359億円
 ※人工林率全国8位、民有林人工林蓄積全国9位
 ※民有林人工林ヒノキの蓄積全国1位



民有林人工林年齢構成



森林の公益的機能の評価額(和歌山県)



紀の国森づくり基金活用検討会開催検討状況

	開催年月日	内 容
第1回	平成18年6月8日	森林・林業の現状について アンケートの実施について 意見交換
第2回	平成18年7月20日	現地調査（御坊市、日高川町内） ・里山荒廃状況 ・間伐未実施による荒廃林状況 ・間伐実施森林の状況 補完アンケートの実施について
第3回	平成18年8月29日	アンケート調査結果について 意見交換
第4回	平成18年9月27日	検討結果（素案）について 県民の意見募集について 意見交換
第5回	平成18年11月13日 （予定）	検討結果（案）について

県民からの意見聴取等のための取り組み

【「県民の友 3月号」への特集記事掲載及び意見募集】

平成18年3月上旬～5月末

【紀の国森づくり基金活用に関するアンケート】

- 平成18年6月28日～7月15日 無作為抽出アンケート
- 平成18年7月29日・30日 補完アンケート（緑花センター）
- 平成18年8月21日～9月4日 補完アンケート（「紀の国森づくり税」説明会）

【「紀の国森づくり税」説明会での意見聴取】

開催日	開催時間	場 所
平成18年8月21日(月)	19:00～20:00	東牟婁振興局 大会議室
平成18年8月22日(火)	19:00～20:15	西牟婁振興局 大会議室
平成18年8月24日(木)	19:00～20:00	日高振興局 会議室
平成18年8月25日(金)	19:00～20:15	有田振興局 大会議室
平成18年8月28日(月)	19:00～20:00	伊都振興局 大会議室
平成18年8月29日(火)	19:00～20:00	那賀振興局 大会議室
平成18年8月31日(木)	19:00～20:00	海南保健所 大会議室
平成18年9月1日(金)	19:00～20:30	県民文化会館 大会議室
平成18年9月4日(月)	19:00～20:00	紀北家畜保健衛生所 大会議室

【「紀の国森づくり基金活用方法に関する検討結果」（素案）に対する意見募集】

平成18年10月 日～ 月 日

紀の国森づくり基金の活用方法についてのアンケート

恐れ入りますが、以下の質問について、該当するものに○をお付け下さい。

性別	男性	女性					
年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
御職業	会社員 学生	自営業 無職	公務員 その他（	農林水産業	専業主婦	）	
お住まいの市町村	市・町・村						

Q1 和歌山県の森林・林業・山村はかけがえのない公益的機能を果たしていますが、同時に現在多くの問題や悩みを抱えています。とくに問題と思われることはどのようなことですか。（複数回答可）

- ①放置され荒廃した森林が増えている
- ②人工林（スギ・ヒノキ）が多い
- ③豊かな里山が少ない
- ④気楽にレクリエーションなどできる森林が少ない
- ⑤木材価格が低い
- ⑥森林資源を利用するビジネスが少なく、資源が活用されていない
- ⑦県内産の木材が県内で利用されていない
- ⑧林業関係者の高齢化及び後継者不足
- ⑨森林を守る市民活動、ボランティア活動が弱い
- ⑩都市住民と林業関係者の交流・連携が弱い
- ⑪森林や林業に対する県民の関心や意識が低い
- ⑫わからない
- ⑬その他（

Q2 森林をよくするためのさまざまな活動に参加する意志はありますか。

- ①ある
- ②多少はある
- ③どちらともいえない
- ④あまりない
- ⑤ない
- ⑥その他（

Q3 紀の国森づくり基金は、どのようなことに使うべきだと考えますか。（複数回答可）

- ①森林の重要性の広報・啓発
- ②森林の整備・育成に関する調査・研究
- ③放置された森林などの整備
- ④森林組合など森林整備の担い手の育成
- ⑤森林資源を活かしたビジネスの起業
- ⑥県産木材の利用促進
- ⑦森林を守るボランティア団体やNPOの育成
- ⑧青少年への森林環境教育
- ⑨都市と山村、都市住民と林業関係者との交流・連携
- ⑩わからない
- ⑪その他（

裏面につづきます

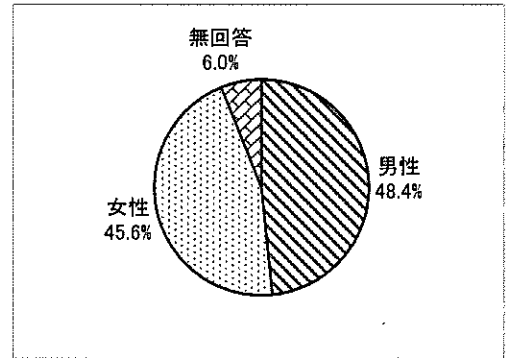
紀の国森づくり基金の活用方法に関する アンケート結果

無作為抽出

回答者の属性

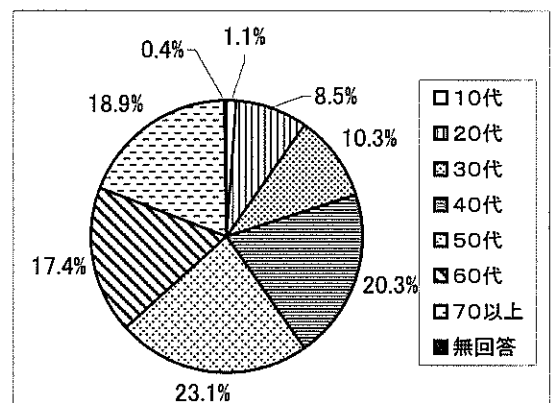
1 性別

項目	回答数	構成比
男性	136	48.4
女性	128	45.6
無回答	17	6.0
計	281	100



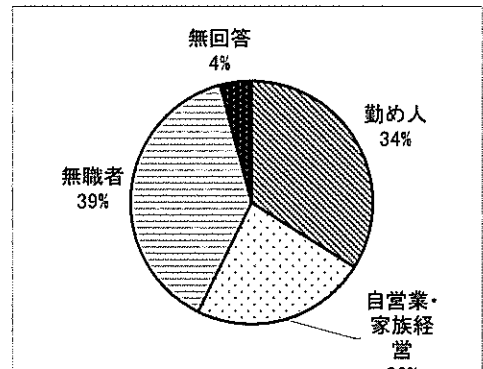
2 年齢

項目	回答数	構成比
10代	3	1.1
20代	24	8.5
30代	29	10.3
40代	57	20.3
50代	65	23.1
60代	49	17.4
70以上	53	18.9
無回答	1	0.4
計	281	100



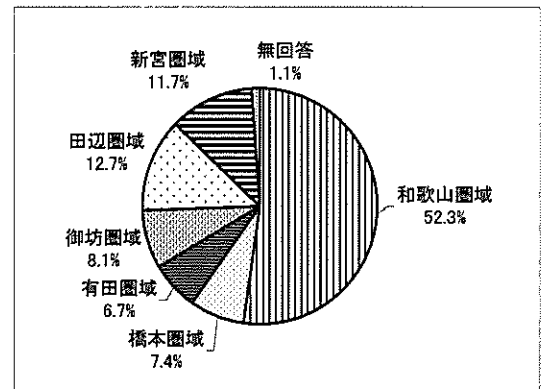
3 職業

項目	回答数	構成比
勤め人	95	33.8
自営業・家族経営	66	23.5
無職者	108	38.4
無回答	12	4.3
計	281	100



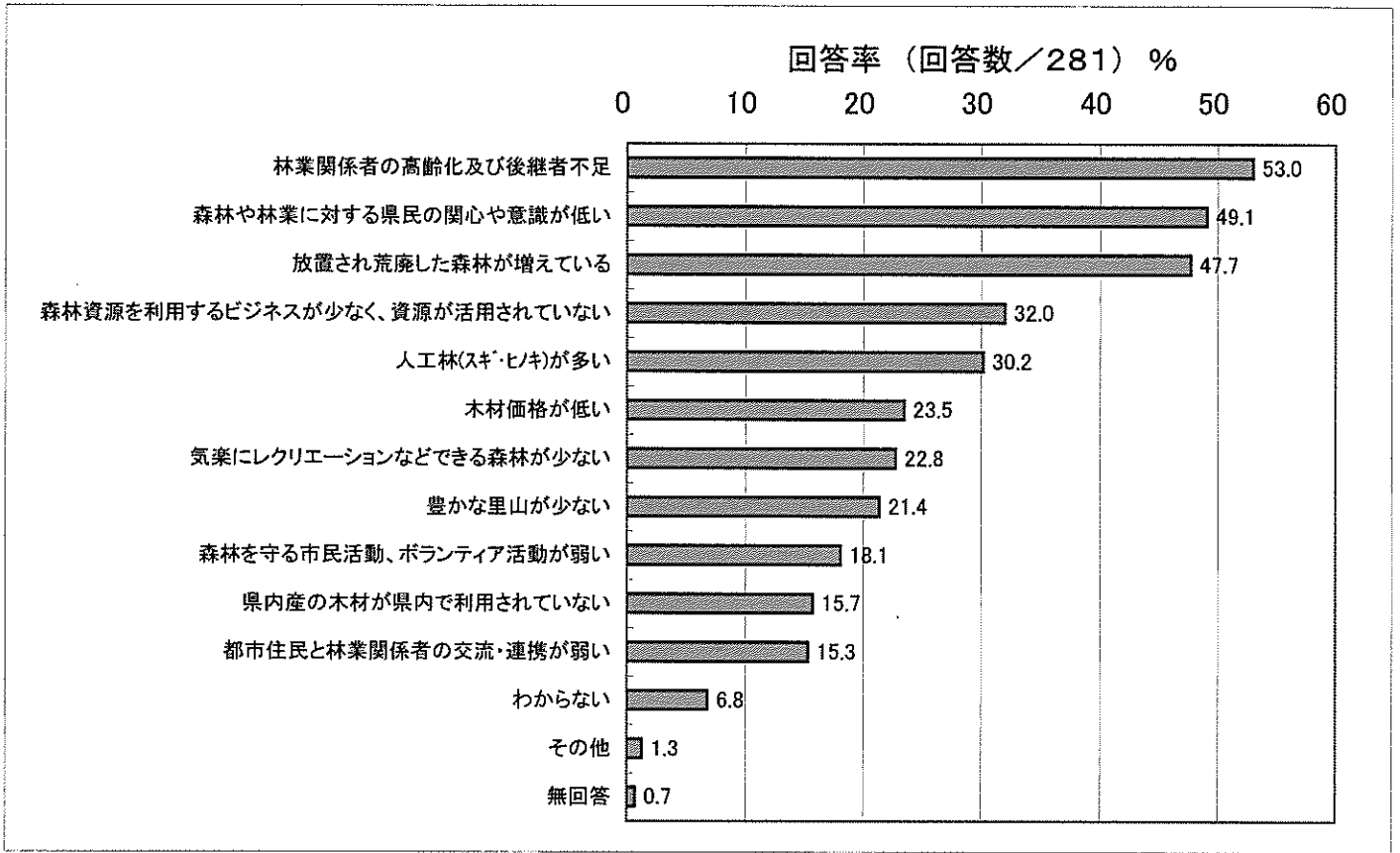
4 地域別

項目	回答数	構成比	人口比
和歌山圏域	148	52.3	54
橋本圏域	21	7.4	10
有田圏域	19	6.7	8
御坊圏域	23	8.1	8
田辺圏域	36	12.7	12
新宮圏域	33	11.7	8
無回答	3	1.1	
計	283	100	100

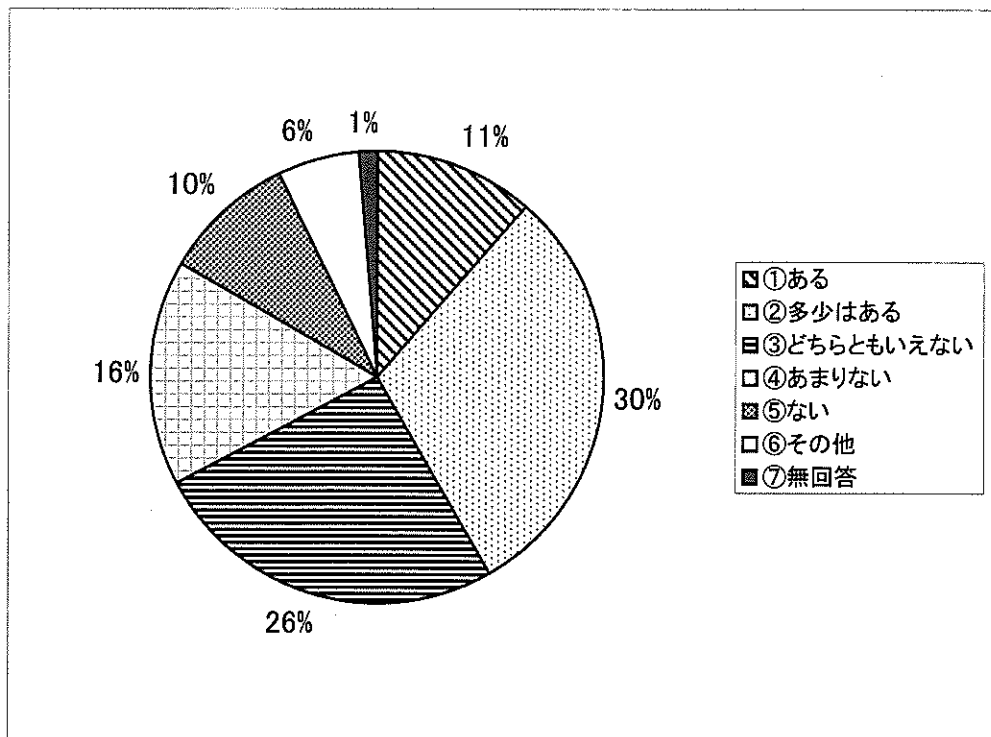


問1 和歌山県の森林・林業・山村はかけがえのない公益的機能を果たしていますが、同時に現在多くの問題や悩みを抱えています。とくに問題と思われることはどのようなことですか。

複数回答

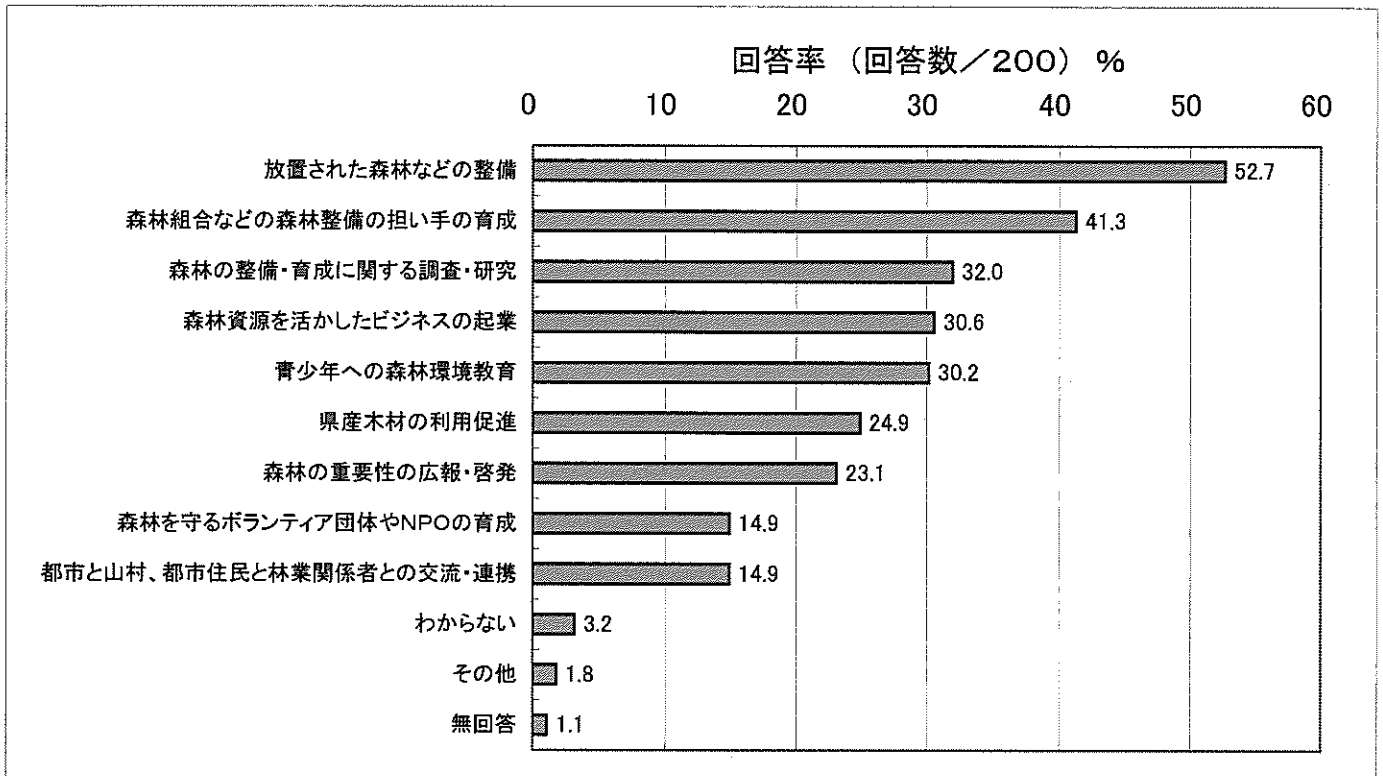


問2 森林をよくするためのさまざまな活動に参加する意志はありますか。



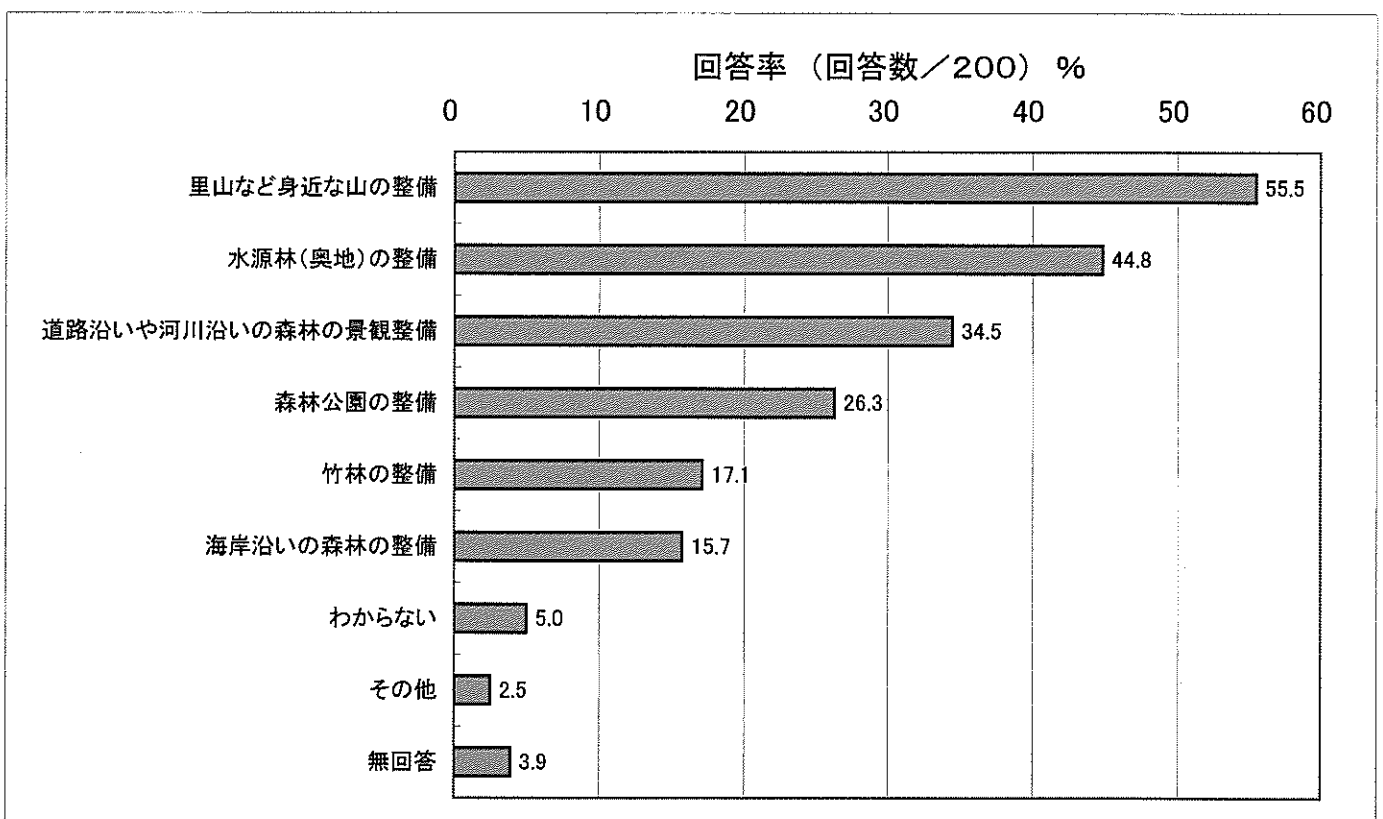
問3 紀の国森づくり基金は、どのようなことに使うべきだと思いますか。

複数回答



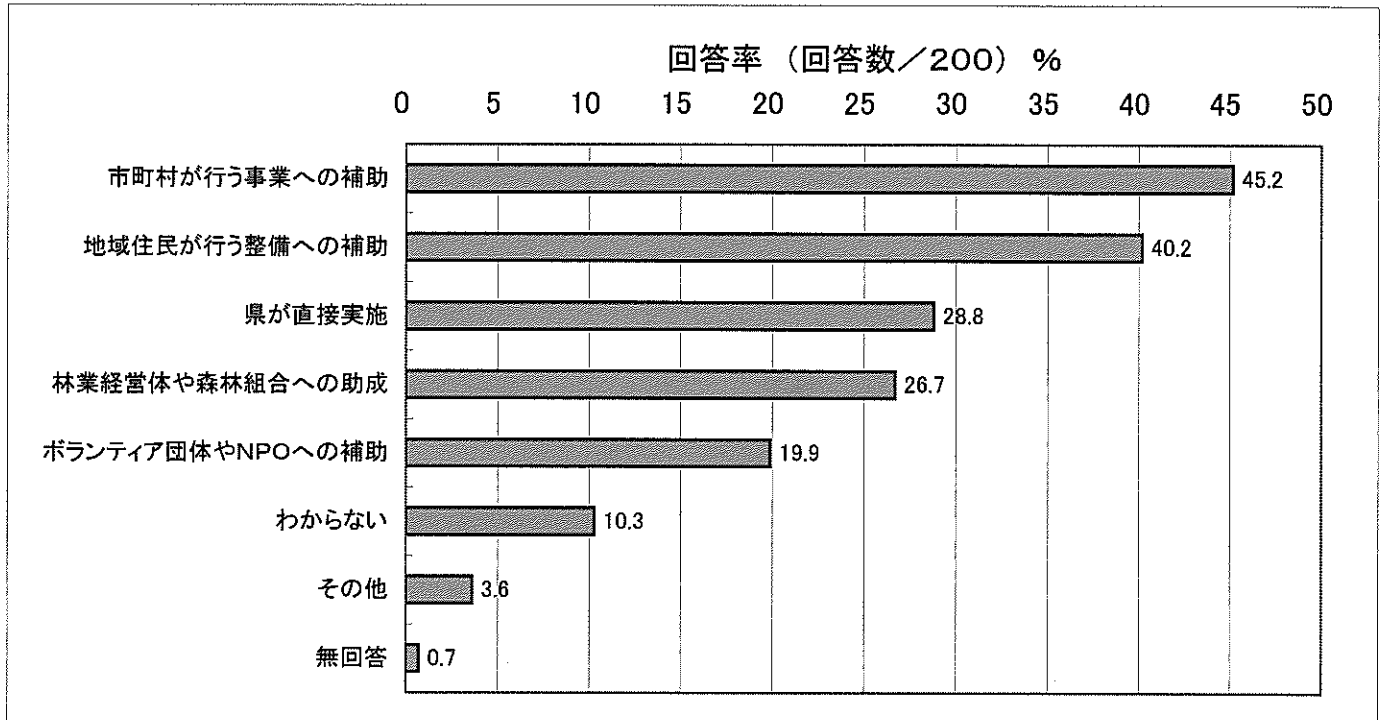
問4 放置された荒廃森林の整備は、どのような場所を重点的に行うべきだと思いますか。

複数回答



問5 基金の使い方はどのような手法が適切と考えますか。

複数回答



自由意見

【使い途】

- ・ 間伐により自然林に移行させる。
- ・ 奥地で作業効率の悪いスギ・ヒノキ林を広葉樹林化する。
- ・ 花粉症対策。
- ・ 広葉樹の植栽。
- ・ 地域に密着した森づくりを。
- ・ 乳児期、幼児期から、家庭や教育機関で自然に親しむ教育を。
- ・ 若い世代が積極的に盛りに関わる場をつくる。
- ・ 森林からの恩恵はわかりにくいので、森林の重要性の啓発を。
- ・ 地元産材の利用促進。
- ・ 間伐材の利用。
- ・ 子供達が郷土の森林や樹木に親しみ、育成できる事業を。
- ・ 奥地林までアクセスできる道の整備が必要。

【使い方】

- ・ 小額ばらまきではなく、ビジョンに則った集中投資を。
- ・ 保安林内の人工林は対象外に。
- ・ 透明性を高くし、誰かが利益を甘受することのないよう。
- ・ 成果や結果を県民に明示してほしい。
- ・ 納税者にわかりやすい仕事を。

【実施主体】

- ・ 県が市町村に基金の活用方法の提案を求め、それを市町村が実行。県は指導監督。
- ・ 各団体、機関に有効に補助。
- ・ 県が責任を持って最後まで実施。

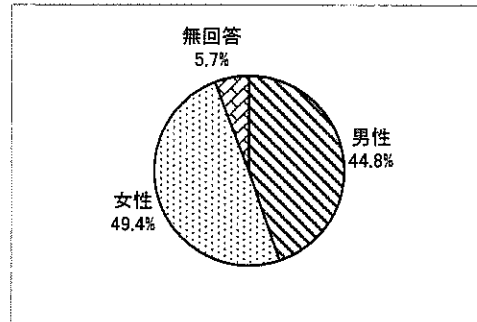
紀の国森づくり基金の活用方法に関する アンケート結果

和歌山県植物公園緑花センター

回答者の属性

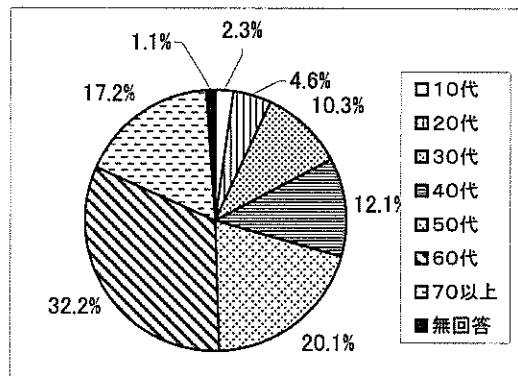
1 性別

項目	回答数	構成比
男性	78	44.8
女性	86	49.4
無回答	10	5.7
計	174	100



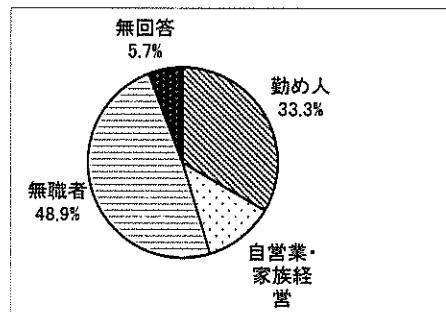
2 年齢

項目	回答数	構成比
10代	4	2.3
20代	8	4.6
30代	18	10.3
40代	21	12.1
50代	35	20.1
60代	56	32.2
70以上	30	17.2
無回答	2	1.1
計	174	100



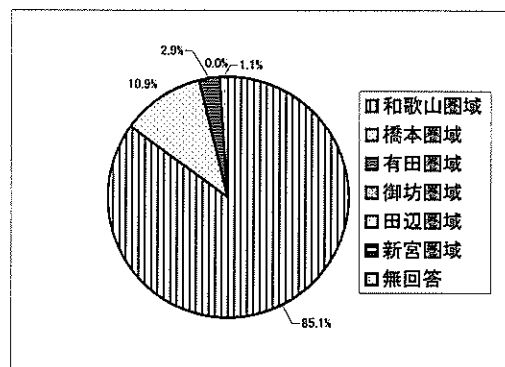
3 職業

項目	回答数	構成比
勤め人	58	33.3
自営業・家族経営	21	12.1
無職者	85	48.9
無回答	10	5.7
計	174	100



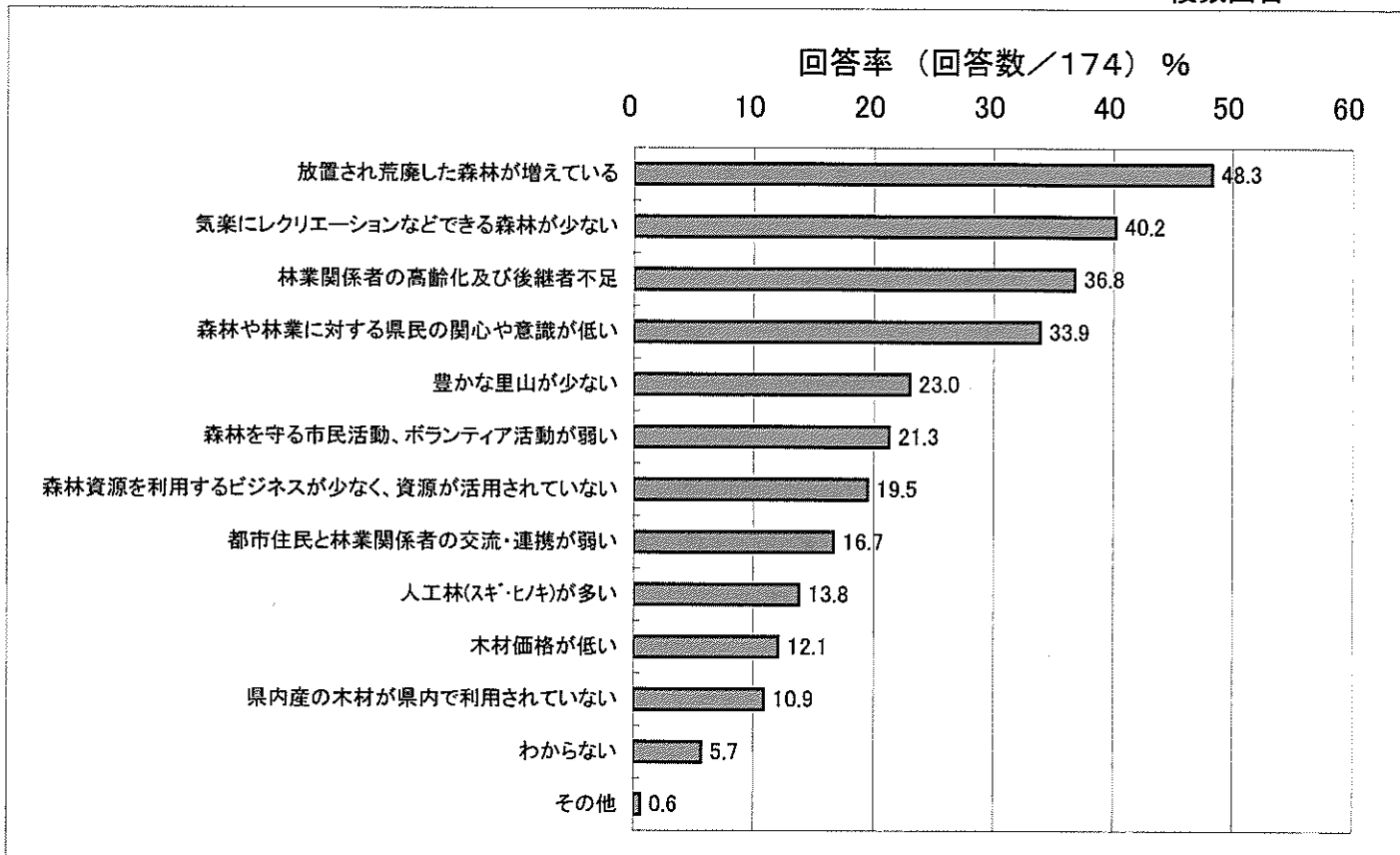
4 地域別

項目	回答数	構成比	人口比
和歌山圏域	148	85.1	54
橋本圏域	19	10.9	10
有田圏域	5	2.9	8
御坊圏域	0	0.0	8
田辺圏域	0	0.0	12
新宮圏域	0	0.0	8
無回答	2	1.1	
計	174	100	100

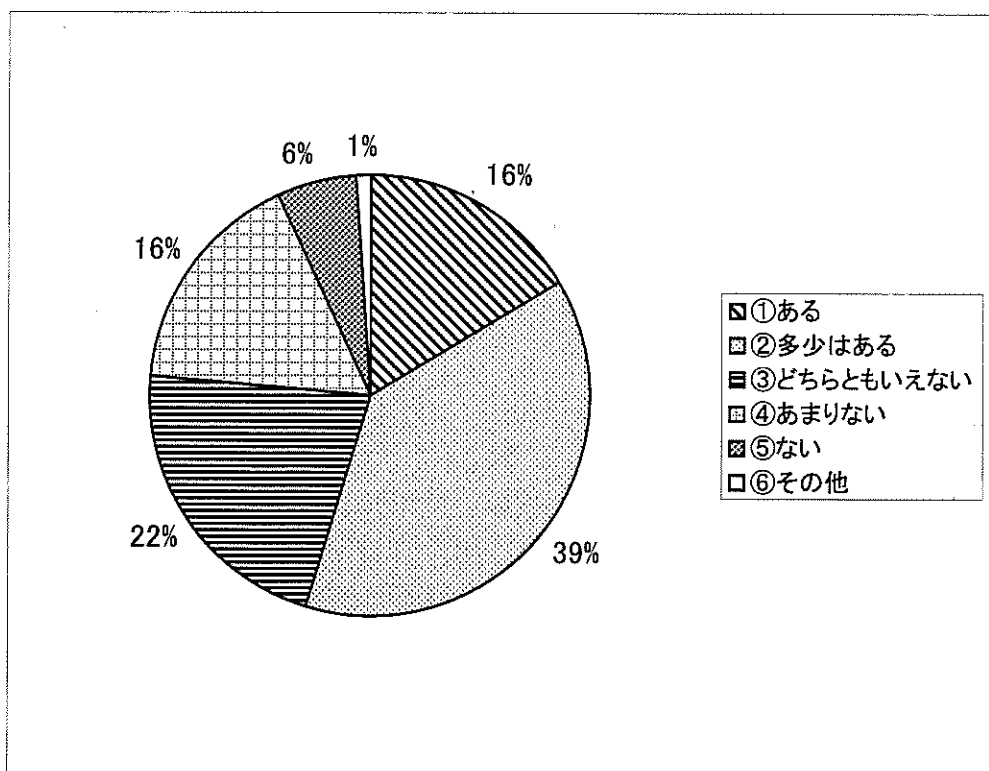


問1 和歌山県の森林・林業・山村はかけがえのない公益的機能を果たしていますが、同時に現在多くの問題や悩みを抱えています。とくに問題と思われることはどのようなことですか。

複数回答

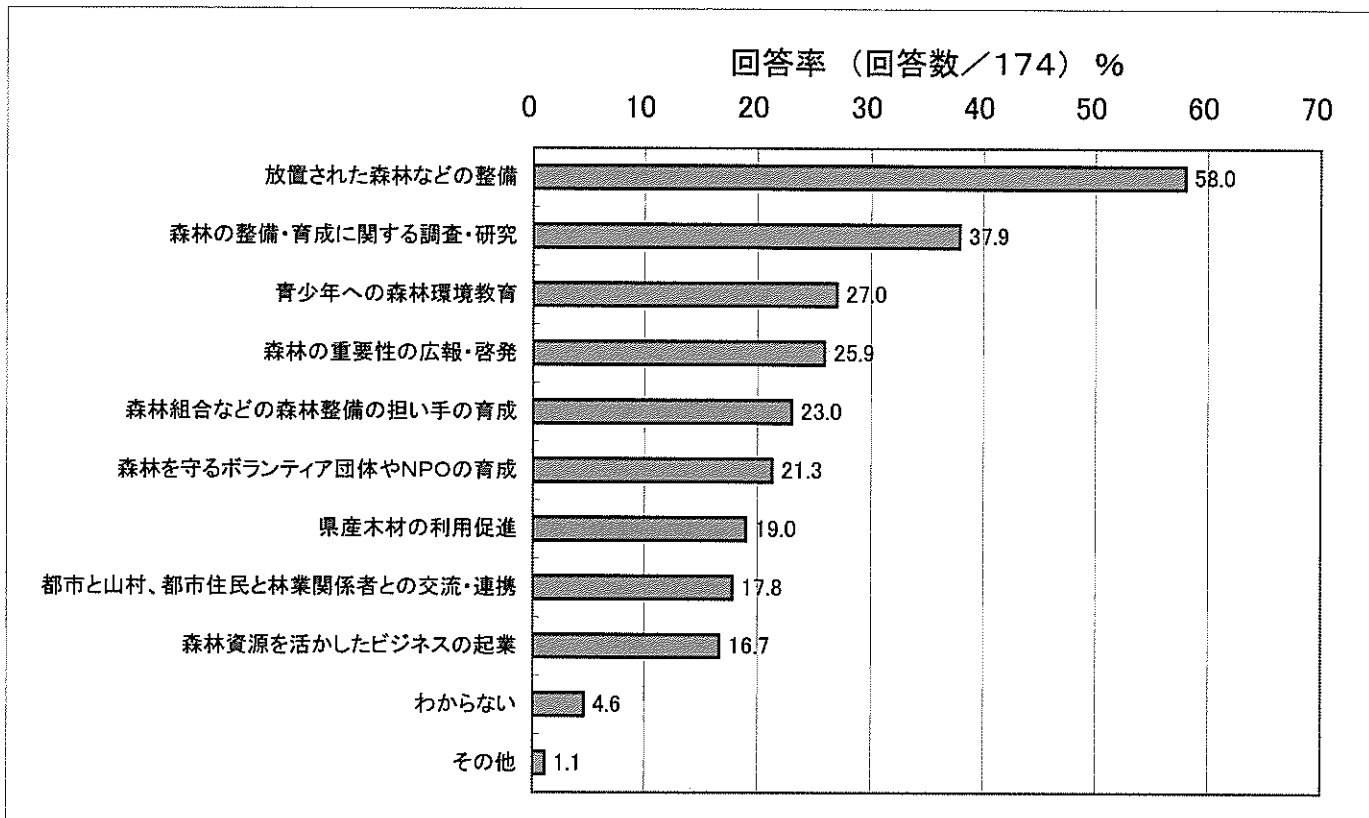


問2 森林をよくするためのさまざまな活動に参加する意志はありますか。



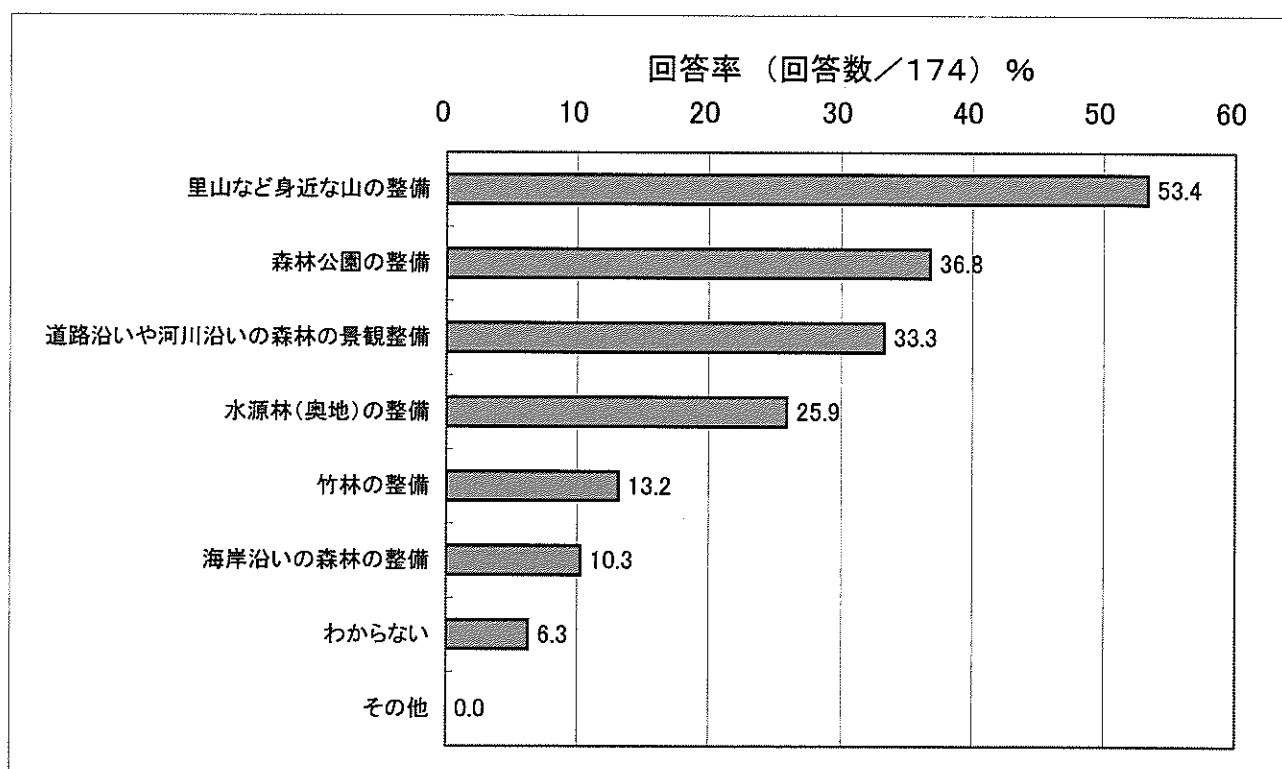
問3 紀の国森づくり基金は、どのようなことに使うべきだと思いますか。

複数回答



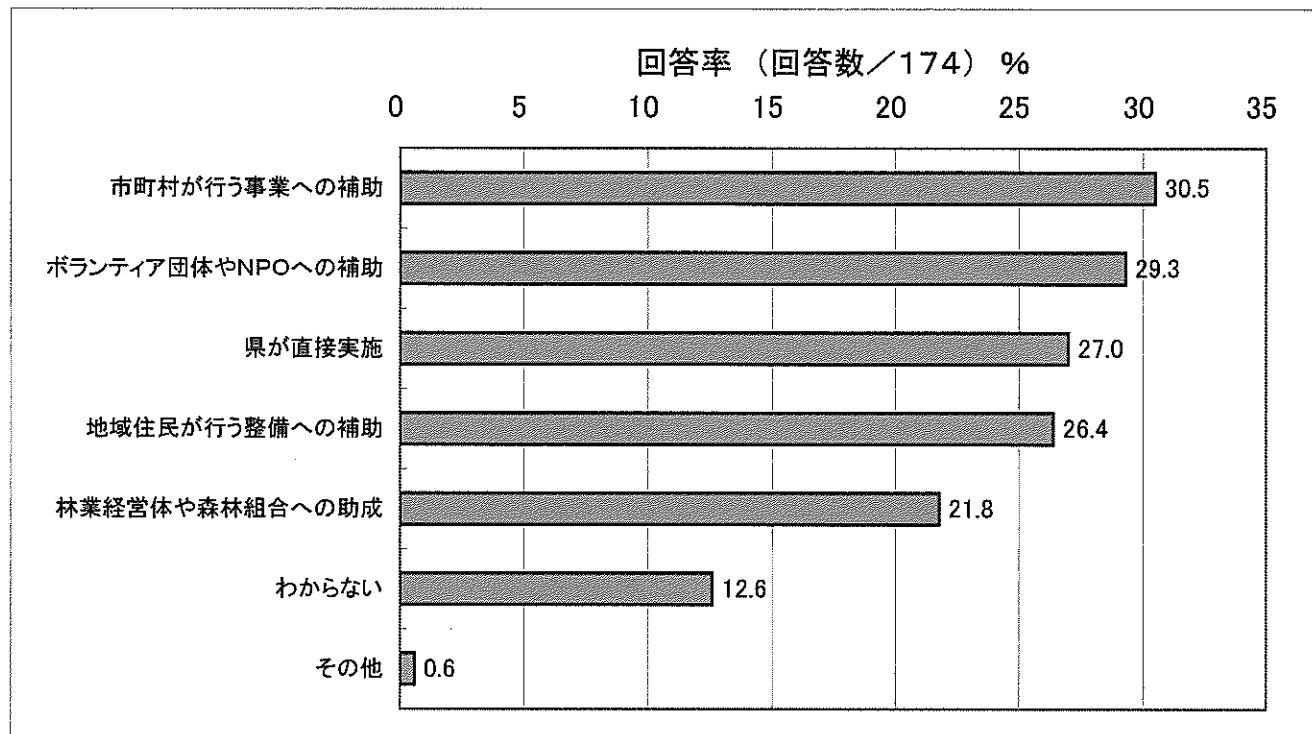
問4 放置された荒廃森林の整備は、どのような場所を重点的に行うべきだと思いますか。

複数回答



問5 基金の使い方はどのような手法が適切と考えますか。

複数回答



自由意見

【使い途】

- ・ 県民の楽しめる森づくりを。
- ・ 目に見えるような森づくりを。
- ・ 里山が荒れてイノシシが出て来て大変。これの対策を。
- ・ 県の森林を守るため、森林の現状のPRがもっと必要。
- ・ 水害が起きないように、また水が確保できるような森林整備を。
- ・ 木の国といわれるように、それにふさわしい美しい山になってほしい。
- ・ 広葉樹を増やす。
- ・ 人間の都合で森づくりをしないように。
- ・ 森林公園の整備を。
- ・ 県民が、基金をもっと理解できるようホームページなどでの説明を。

【使い方】

- ・ 森づくりのために、基金の公平な活用を。
- ・ 使用金額、ルートを明確にしてほしい。
- ・ 基金の活用方法を一つに定めず、随時検討しながらより良い方法を。

【実施主体】

- ・ 県の直接執行だと手薄になりがちなので、住民に近い市・町で活用してほしい。

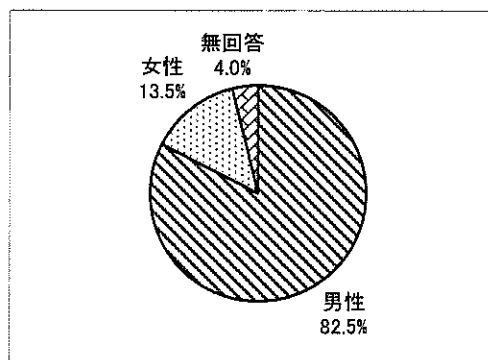
紀の国森づくり基金の活用方法に関する アンケート結果

「紀の国森づくり税」説明会

回答者の属性

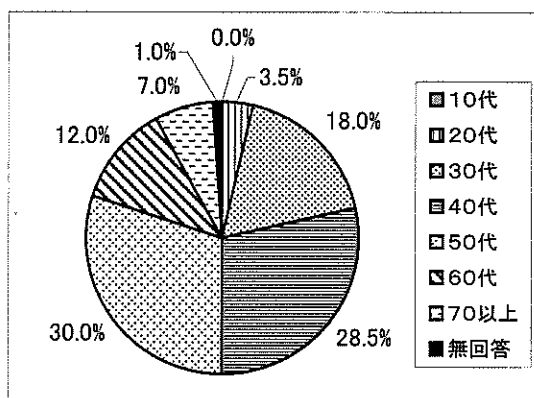
1 性別

項目	回答数	構成比
男性	165	82.5
女性	27	13.5
無回答	8	4.0
計	200	100



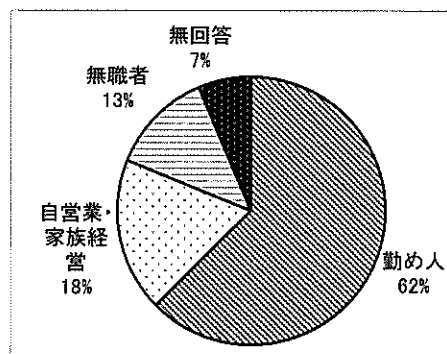
2 年齢

項目	回答数	構成比
10代	0	0.0
20代	7	3.5
30代	36	18.0
40代	57	28.5
50代	60	30.0
60代	24	12.0
70以上	14	7.0
無回答	2	1.0
計	200	100



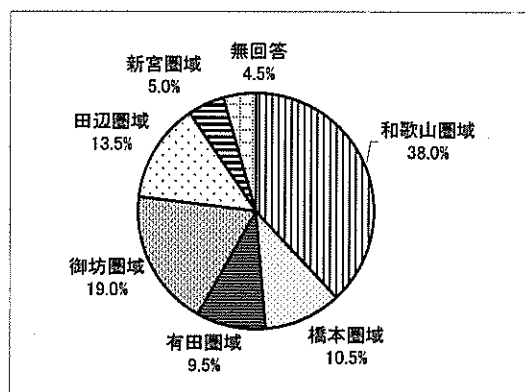
3 職業

項目	回答数	構成比
勤め人	125	62.5
自営業・家族経営	37	18.5
無職者	25	12.5
無回答	13	6.5
計	200	100



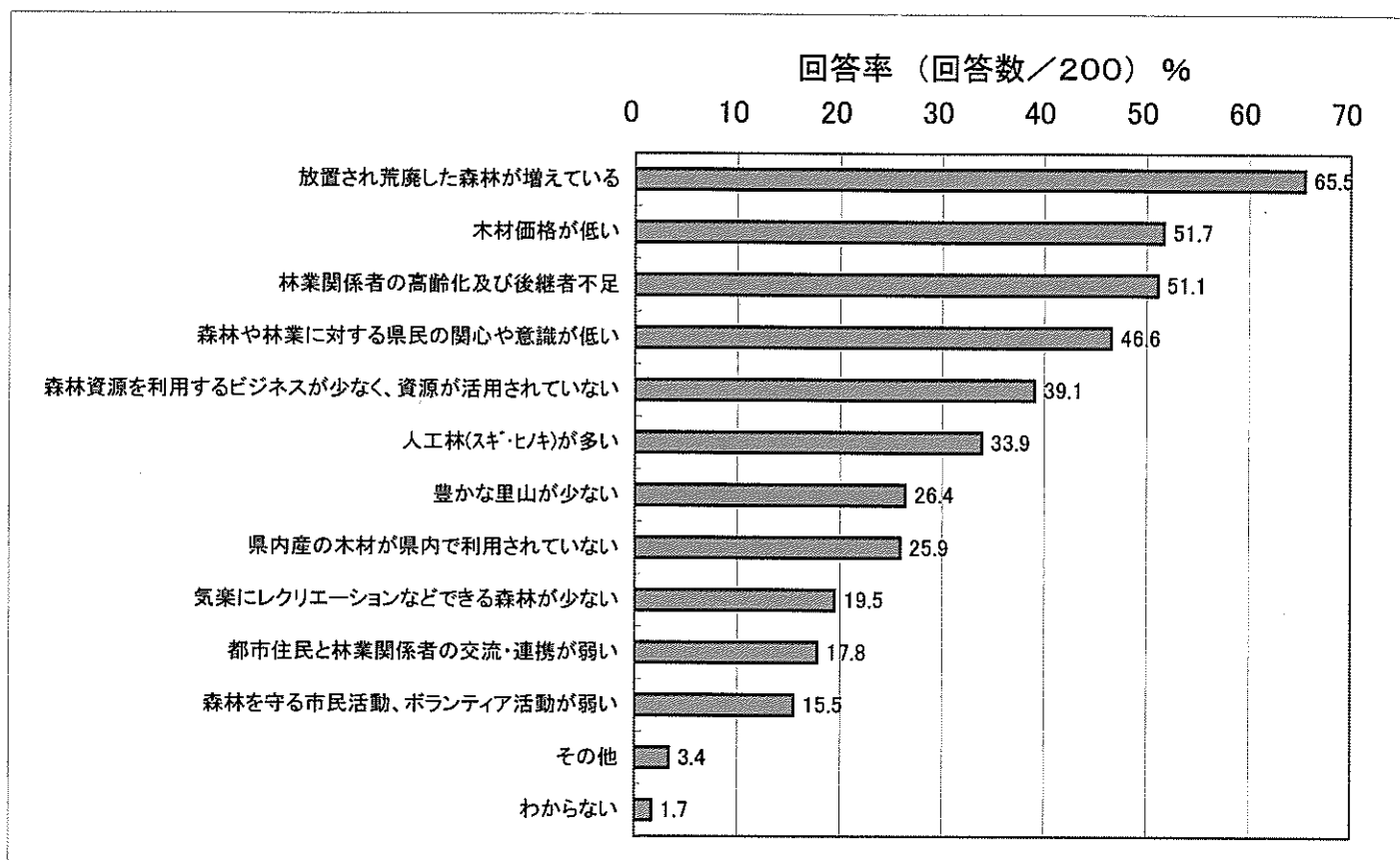
4 地域別

項目	回答数	構成比	人口比
和歌山圏域	76	38.0	54
橋本圏域	21	10.5	10
有田圏域	19	9.5	8
御坊圏域	38	19.0	8
田辺圏域	27	13.5	12
新宮圏域	10	5.0	8
無回答	9	4.5	
計	200	100	100

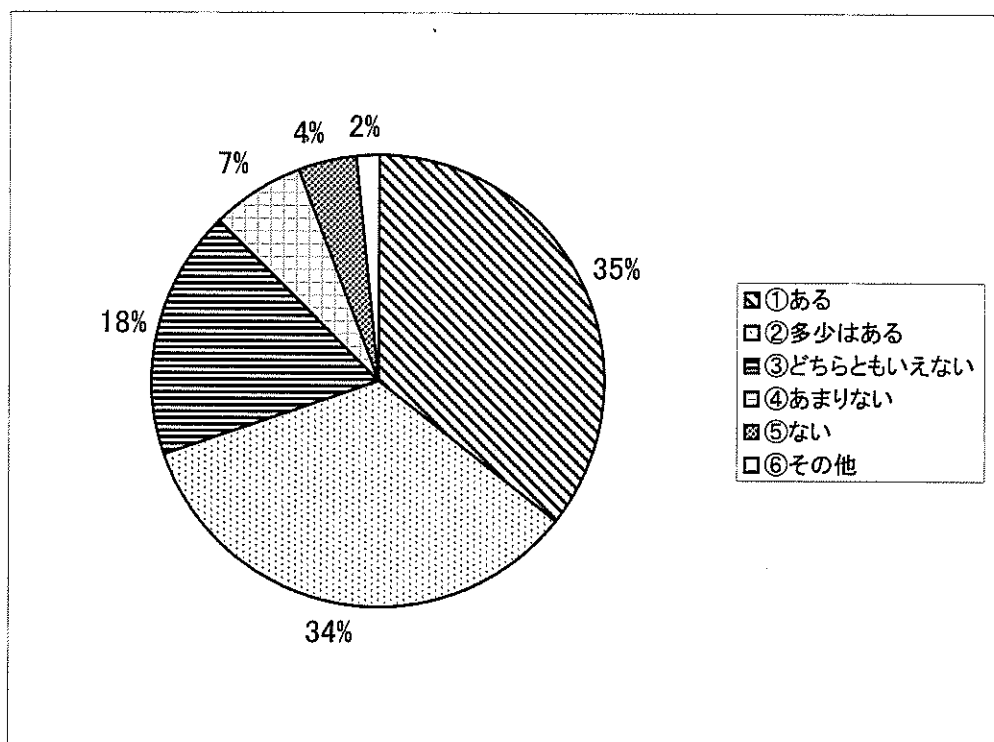


問1 和歌山県の森林・林業・山村はかけがえのない公益的機能を果たしていますが、同時に現在多くの問題や悩みを抱えています。とくに問題と思われることはどのようなことですか。

複数回答

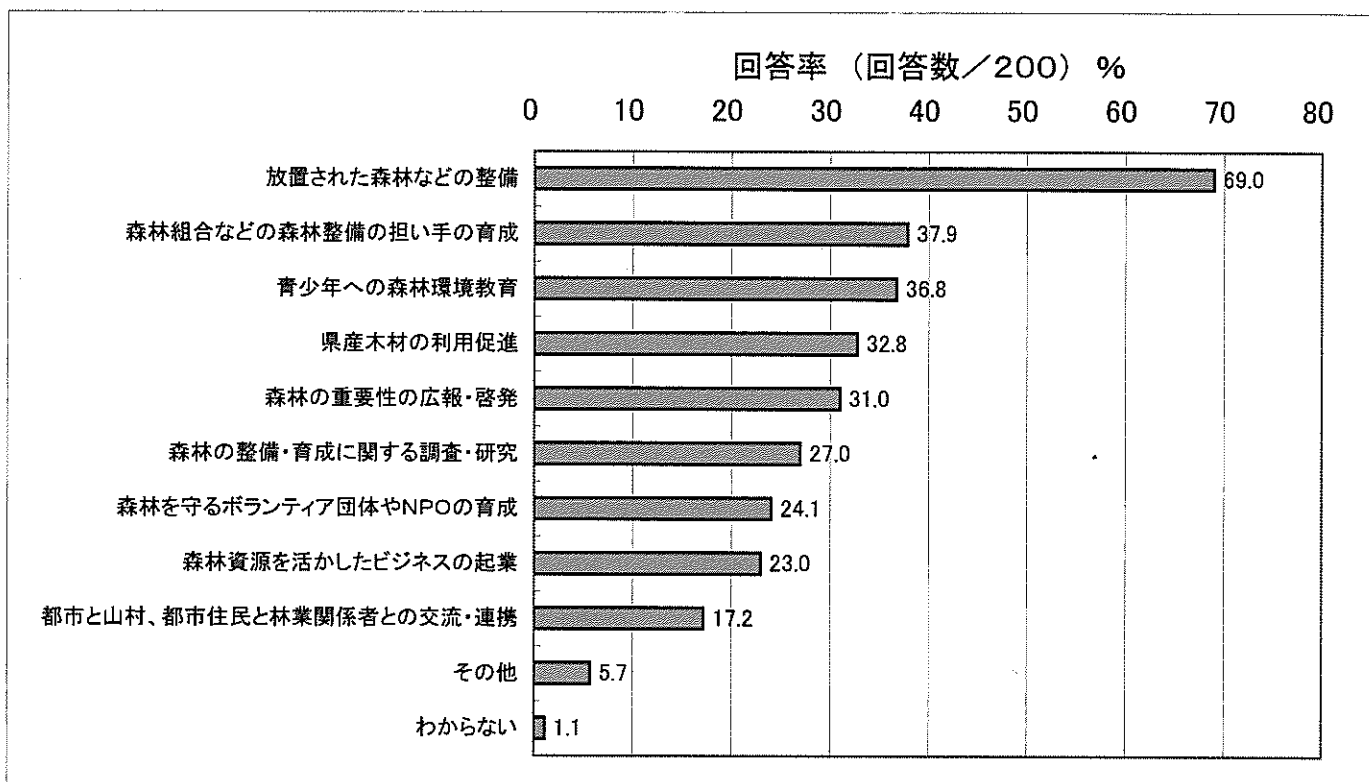


問2 森林をよくするためのさまざまな活動に参加する意志はありますか。



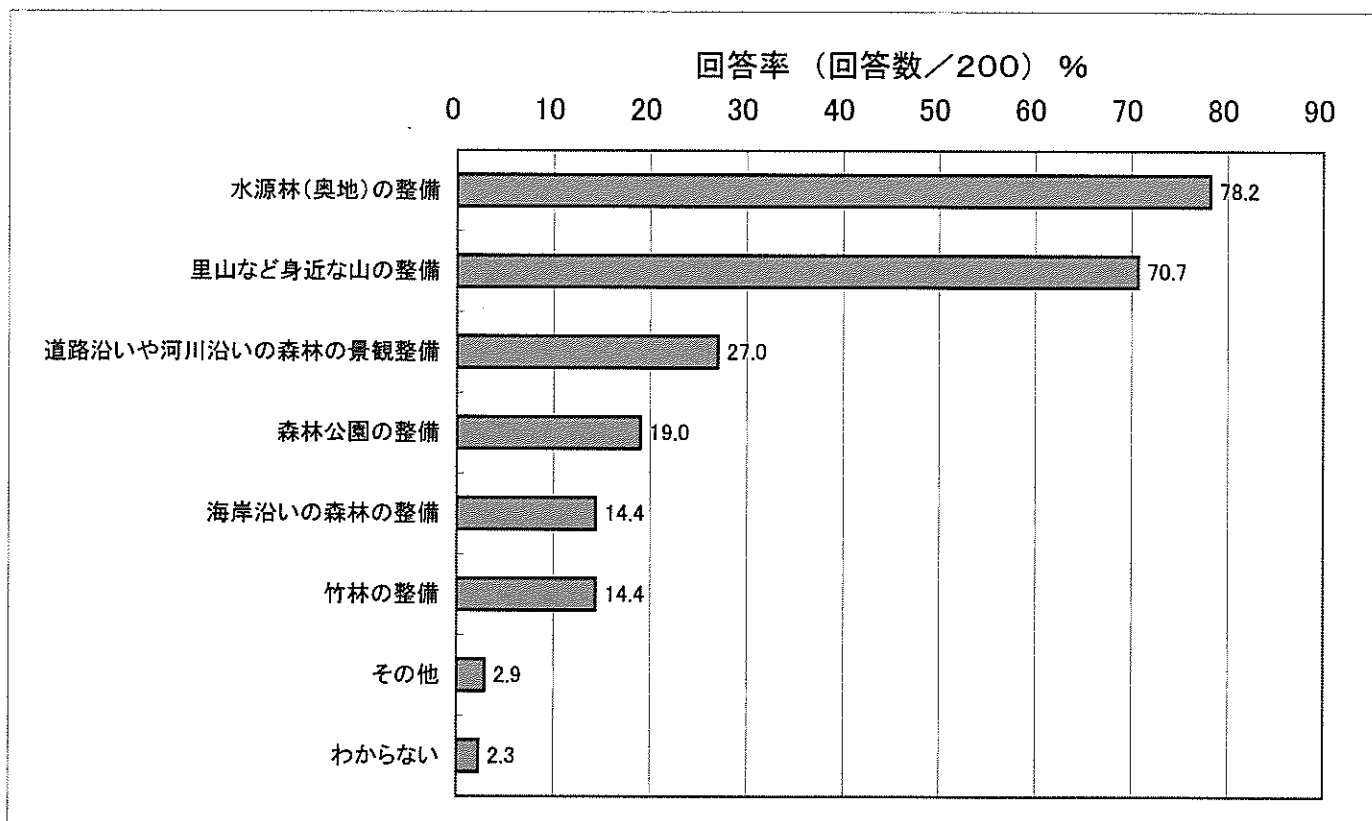
問3 紀の国森づくり基金は、どのようなことに使うべきだと思いますか。

複数回答



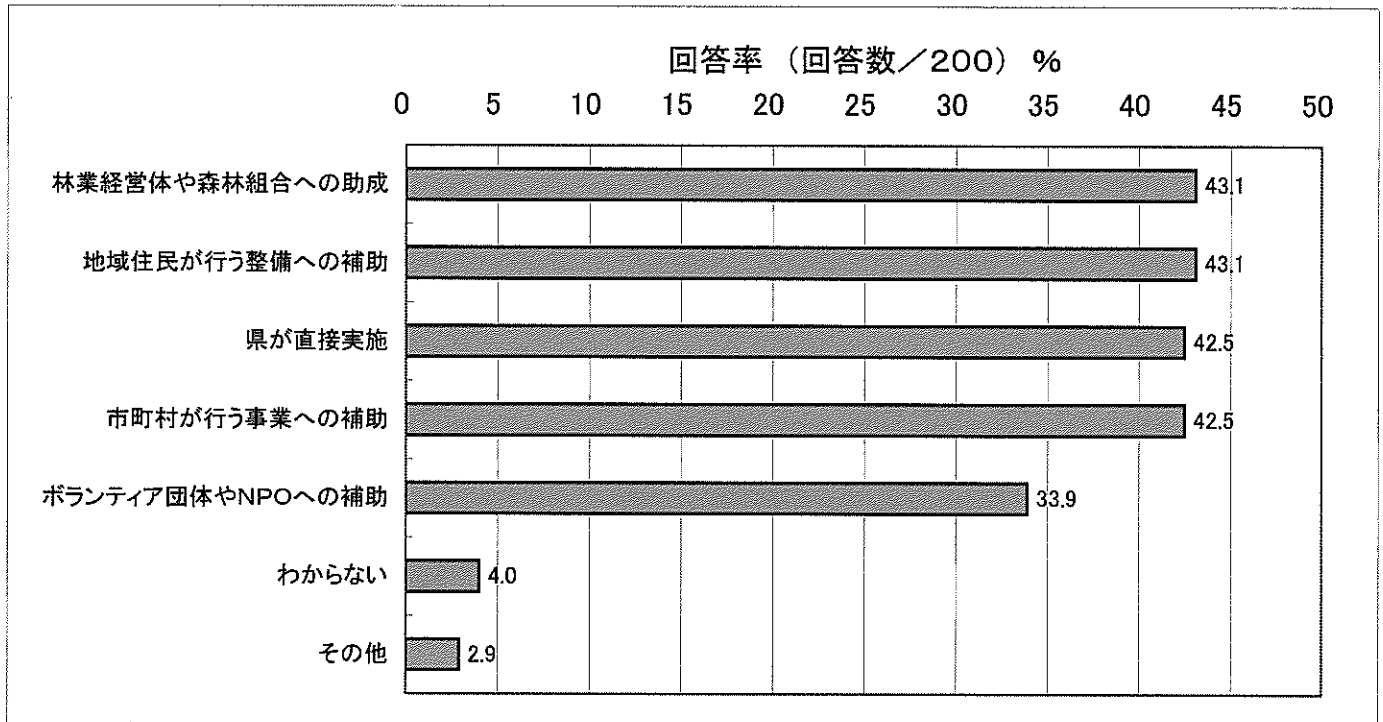
問4 放置された荒廃森林の整備は、どのような場所を重点的に行うべきだと思いますか。

複数回答



問5 基金の使い方はどのような手法が適切と考えますか。

複数回答



自由意見

【使い途】

- ・ 針葉樹が多いので、特に間伐をし、できれば広葉樹の植栽を。
- ・ 放置し、荒廃した森林の整備を。
- ・ 公益的機能の観点から、自然の森林に戻す事業を。
- ・ 花粉症対策を。観光面でもマイナス。
- ・ 県民参加の森林整備。
- ・ 子供達への森林環境教育。
- ・ 森林の重要性の啓発。
- ・ 無駄なパンフレット、リーフレット、新聞広告、テレビCMに使わないように。
- ・ 県民に還元できる事業を。例えば、子供達が森林体験ができるようなもの。
- ・ 県産材の利用促進。
- ・ 木材、木質資源の利用開発。
- ・ 森林所有者の境界が分からなくなっている。これを解消する対策を。
- ・ 獣害対策。

【使い方】

- ・ 用途が一部の地域に偏らないように。
- ・ 適正な活用とその情報公開を。
- ・ 世界遺産周辺地域への重点活用を。
- ・ 県民にわかりやすい、効果的な事業を。
- ・ 森林といえども個人財産なので、個人で管理するのが筋。税を投入するのはおかしい。

【実施主体】

- ・ 県税として取るのだから、県が実施するのが本筋。

用語の解説

【下層植生】

森林において上木に対する下木（低木）、及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。

【間伐】

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

【里山】

居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

【人工林】

人為を加えて人工造林や天然更新で成立した森林。天然林に対する語。

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

【民有林】

森林の所有区分で国有林に対する語。

民有林は①個人、会社・社寺などの法人で所有する私有林、②都道府県・市町村・財産区で所有する公有林に区分される。